

# 資料3

市民・文化観光・消防委員会資料  
平成24年6月15日  
消 防 局

## 市第28号議案 平成24年度横浜市一般会計補正予算（第2号）関係部分

### ○第2表 債務負担行為補正

新たに債務負担行為をするもの（4頁抜粋）

事 項	期 間	限 度 額
消防・救急デジタル無線設備 設置工事請負契約の締結に係 る予算外義務負担	平成25年度から 平成26年度まで	限 度 額 1,500,000千円

### 債務負担行為に関する調書（補正）（7頁抜粋）

債務負担行為のうち財産の取得、請負契約の締結等に係るもの

事 項	限 度 額	平成23年度末までの 支 出 見 込 額		平成24年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	市 債	そ の 他	
消防・救急デジタル無線設備 設置工事請負契約の締結に係 る予算外義務負担	千円 1,500,000		千円 —	平成25年度から 平成26年度まで	千円 1,500,000	千円 —	千円 118,000	千円 1,303,000	千円 79,000

## 消防・救急デジタル無線設備設置工事について

### 1 事業概要

震災などの大規模災害が発生した場合に、緊急消防援助隊が広域応援活動に使用する共通波について、県内を1ブロックとして事業を推進し、本市が主体となって、平成24年度から平成26年度の3か年で必要な設備を整備します。

### 2 事業内容

神奈川県内22か所に無線基地局を設け、これらをひとつのネットワークで結ぶことにより、県外消防機関の受援時や県内消防機関の相互応援時に有効な、広域的消防救急無線網を整備します。

### 3 整備手法

相互応援活動や緊急消防援助隊の活動の際に使用する共通波については、消防本部を持つ県内市町の共同事業として、各市町からの負担金を原資とし、本市が整備主体として工事を担当します。

### 4 債務負担行為の必要性

共通波整備にあたっては、県内全ての消防本部が、全ての無線基地局を経由して無線通信が可能となる一体のシステム構成である等の理由から一括工事が必要であり、工事の完了に26年度までの事業期間を要するため、債務負担行為が必要となります。

### 5 整備費用

共通波整備費合計は約20億円を見込んでおり、補助金及び他の市町からの負担金を控除した本市負担額は約1億5千万円となる見込みです。

# 神奈川県消防救急デジタル無線(共通波)基地局配置計画

